

令和2年度第3回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和2年6月30日 午後3時
2. 場所 矢巾町公民館1階会議室
3. 出席委員

教育長	和田 修
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	田中館 和昭
子ども課長	田村 昭弘
共同調理場所長	村松 康志
学校教育課長補佐	田村 琢也
学校教育課長補佐	高橋 俊英
学校教育課総務係長	照井 和歌子

5. 開会

午後3時、令和2年度第3回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

6月30日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第23号「矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

条例の改正の概要ですけれども、矢巾町に小規模保育事業所が2箇所あって、その小規模保育事業所の連携施設というのを定めなければならないという風にあります。小規模保育事業所というのは、0・1・2歳児を預かってそこで卒園になるのです。2歳で終わりになります。当然、そこで終わりにされると親御さんも困りますので、保育園や認定こども園に引き継ぐと。その引き継ぐ所が連携施設と言われております。具体的に言いますと、白沢のグランマ園と流通センターのなないろ保育園という小規模事業所があって、グランマ園は近くのだう保育園を連携施設としており、なないろ保育園は北川保育園を連携施設にしております。ということで、矢巾町の場合は条

例を改正しなくても連携施設が取れているからいいのですけれども、全国的に見ると小規模保育事業所が連携施設を確保できないという状況があります。しかも半分以上確保されていないようなのです。その連携施設を無理につけなくても良いという改正になります。市町村長が良ければ、親御さんが良ければ、そして調整を整えば連携施設を無理につけなくても良いという改正です。経過措置があって、令和2年3月31日まで連携施設は作らなくてもかまわないですよというのがありますけれども令和2年4月1日に切れてしまいます。条例で規定をすれば引き続き連携施設が不要であるという改正になりますのでよろしくお願いします。

○教育長

報告第23号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○大坊教育長職務代理者

連携施設というのはどこを指すのですか。

○子ども課長

白沢にグランマ園というのがあるのですが、小規模保育園というのは定員が5～19名です。そこは2歳でも卒園になります。制度上、それ以上いることができません。なので、認定こども園なり保育園に引き継ぐのですけれども、グランマ園の場合はふどう保育園が連携施設になっています。グランマ園が終わったら、ふどう保育園はその来るであろう子どもたちの定員を確保しておいて、そこに入れてあげます。そのパターンで、流通センターにならぬ保育園があるのですが、そこは北川保育園が連携施設になっています。さっき説明不足だったのですけれども、なぜ連携施設が嫌がられるかという、その2歳の子どもが入ってくるまで空けておかなければならないのです。なので経営的に不利だと。そういうことをもって全国的に46%だけしか連携施設の確保ができていないので、それを止めましょうということです。

○大坊教育長職務代理者

私の勉強不足ですけれども、連携施設じゃなくてもいいということでしょうか。

○子ども課長

はい。具体的に言えば、子ども課で空き状況を各園に確認して、入る所と親御さんが良ければ、連携施設じゃなくても良いと。どこでもいいことになります。これは少子化対策ですので厳しくやっていたら子どもの居場所が無くなるので、そういう規制緩和の措置になります。

○教育長

その他何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第24号「矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

さっきと同じものなのですが、さっきは定員5～19名が小規模保育所と言いましたが、家庭的保育事業というのは1～5名が定員です。アットホームな雰囲気で行われるのがこの家庭的保育事業なのですが、改正内容は先ほどとまったく同じで、2歳児以降の受け入れ先の規制緩和になります。ちなみに、矢巾町には家庭的保育事業は1箇所も今のところできておりませんのでご報告させていただきます。

○教育長

報告第24号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第25号「矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

児童館の職員のことなんですけど、児童館の職員は保育士、社会福祉、または教師の職を持っている方であって、都道府県知事の研修、または政令指定都市の市長の研修を受けた者となっておりますけれども、その政令指定都市に中核市の市長を加えるものであります。近くで言えば盛岡市とか、八戸市、青森市、秋田市になります。その市長が行った研修もその資格を得ることができるという風に要件が緩和された、受けやすくなったという改正でございます。

○教育長

報告第25号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第26号「新型コロナウイルス感染症対策要保護世帯等支援給付金支給事務要綱について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

感染症の対策として、国や県の方で行っている支援策以外で町独自で支援することができないかということで考えたものでございます。内容といたしましては、小学校、中学校に通っている児童生徒の保護者の中で、いわゆる就学援助を受けている要保護、あるいは準要保護の方に対して小学生の場合は一人につき2万円、中学生の場合は一人につき3万円を支給するというものを急遽制度化いたしまして、6月の議会において補正予算をとりまして行ったものでございます。これは既に6月25日に対象の方々にはすべて支給は終了しているものでございます。

○教育長

報告第 26 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○大坊教育長職務代理者

拒否届出書というのがあるのですが、これはどういう意図のものでしょうか。

○学校教育課長

これは、国の方で5月に児童手当をもらっている世帯に対して給付したものがあつたのですけれども、その時も同じように拒否ということがあつたのですけれども、いわゆる行政側から一方的にこういうものを支給しますということで出しているものなので、それに対してもしかしたら中にはいらぬという人もいるかもしれませんので、意思を確認する意味でこの拒否の届出を設けています。実際には拒否はなかつたのですけれども、念のため意思を確認する意味で設けたものでございます。

○教育長

他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 27 号「令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算第 2 号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

16 ページをお開きください。下線部分が教育委員会関係でございましてけれども、14 款国庫支出金 2 項国庫補助金のところに公立学校情報機器整備費補助金という 6,500 万円程のがありますが、これは GIGA スクールに関する補助金でございまして。これに加えて、下線はないのですけれども同じ枠の中の一番上の総務費国庫補助金のところに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億ちょっとがございましてけれども、今回、これは国の一次補正でくる交付金ですが、この交付金を使って GIGA スクールを進めるということにしております。それから 18 ページをお開きください。歳出でございまして、3 款民生費 1 項社会福祉費のところの下線部分ですが、新型コロナウイルス感染症対策要保護世帯等支援給付金ということで、先ほどご説明いたしました給付金をこちらの通り計上しております。予算は 530 万円でございますけれども、実質、先ほど支給が完了したとお話ししましたが、全体で 490 万円、児童生徒数で 205 名への支給となっております。20 ページをお開きください。10 款教育費 2 項小学校費の小学校管理事業の増、209 万円でございますが、これは矢巾東小学校のバックネットの工事でございます。中央 1 号線が拡幅されて、車道、それから歩道もだいぶ学校に近くなつていまして、あそこで野球をする場合等にボールが飛び越えやすくなつてしまったということで、バックネットが一部低いところがございまして、そこを嵩上げる工事でございます。小学校教育振興事業の増ということで 7,900 万円程、それから 21 ページの中学校教育振興事業の増ということで 4,300 万円程、どちらも GIGA スクールの関係でございまして、この分はいわゆる一人一台端末の整備に充てるものでございまして、GIGA スクールに関しては今年度中に

整備の方を完了したいと思っております。以上でございます。

○子ども課長

16 ページをお開きください。14 款 2 項 2 目 民生費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金の増 3,402 千円ですけれども、これはコロナウイルス感染症対策の補助金として、令和元年度末に 1 施設あたり 50 万円の交付をして対策をとって下さいというのがあったのですけれども、そのときに使いきれなかった分です。矢巾町には保育園、認定こども園が 11 施設あるのですけど、550 万円交付予定で使いきれなかった分が今年度にまた使えるということで各園に補助金が交付されます。次の、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の増ですけれども、こちらは子育て世帯の児童手当受給者一人あたり 1 万円というものですけれども、その受給者の公務員の分が把握できないのです。矢巾町役場で児童手当を支給している訳ではないので公務員の分が把握できなくて、公務員の分を少なく見積もっているのではないかとということで倍増しております。それに対する 10 分の 10 の国庫補助です。歳出にも同額があります。17 ページですけれども、雑入に過年度認定こども園整備事業費補助金返還金 370 万円ですけれども、ある施設が認定こども園になった時に園舎を建て替えた訳ですけれども、その時の国庫補助金が正しくなくて、3,700 万円を国に返さなければならないのです。けれども、一回に 3,700 万円を返せないので 10 年で分割して返していくと。矢巾町が立て替えて 3,700 万円を払っていますので、今後 10 年間で 370 万円ずつ返していくこととなります。その補正となります。18 ページをお開きください。先ほど歳入でも説明した通り、公務員分の給付金の増になります。19 ページの町立保育園事業の増、管理備品購入費 472 千円ですけれども、先ほど歳入のところで申しあげましたコロナウイルス対策の保育園対策事業費なのですけど、これは煙山保育園の分です。煙山保育園は 50 万円のうち、マスクしか買えなかったもので 47 万円残っていました。何を購入するかはじっくり検討して購入したいと思っております。保育対策総合支援事業補助金 293 万円ですけれども、公立の保育園以外にはコロナウイルス対策として補助金をやります。公立の場合は直営ですので役場が購入する、私立の場合は間接になるので購入したら領収書を見せてもらって、その分補助金を 10 分の 10 を出してあげるということで 293 万円を計上しております。以上でございます。

○共同調理場所長

16 ページをお開きください。歳入の関係です。12 款 分担金及び負担金 1 項 負担金 5 目 教育費負担金ということで何かと言いますと、給食費が一般会計にこのように計上されたものでございます。これにつきまして、6 月補正で減額いたしました 18,554 千円、目的は新型コロナウイルス感染症対策ということで、先ほど要保護世帯等への学校教育課での支援策がありましたが、それと並ぶ二本立ての支援策で、保護者に対する支援ということで緊急事態宣言が発せられていた 4 月と 5 月分の給食で食べた分の給食費を徴収しないということで計上したものです。ちなみに、4 月、5 月で食べたのは 30 食になりますので、小学校で言えば単価を掛ければ 8,190 円、年間安くなりますし、中学校が 9,420 円安くなるということになります。22 ページをご覧ください。歳出になります。10 款 教育費 5 項 保健体育費 3 目 学校給食費の中の共同調理場運営事業の増ということで、2 点程あります。修繕料は蒸煮冷却器、聞きなれな

い言葉ですが、主に蒸したり煮たりしてその後急激に冷やすという機械で、主に副菜を作っております。これが故障しておりましたのでその修繕料 968 千円となります。それから、学校給食費システム改修業務委託料ということで、公会計化移行に伴いまして、口座振替処理が従来のシステムでできるようにするための改修の委託料でございます。以上です。

○教育長

報告第 27 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 28 号「令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算第 3 号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

25 ページをお開きください。感染症の関係で、当町の特別職が財政的にも協力する姿勢を示すということで、町長、副町長、それから教育長の給料を減額するというものでございます。町長は 20%、副町長と教育長は 10%を 7 月から 9 月の 3 ヶ月間減額するというものになっております。以上でございます。

○教育長

報告第 28 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 29 号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第 29 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。本日事務局からの議事はございません。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告（1）令和 2 年度矢巾町議会定例会 6 月会議一般質問（教育委員会関係）について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告（１）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○漆原委員

54 ページの赤丸議員の質問の中で、煙山小学校周辺のゾーン 30 についてですが、ここに書いてある通りなんですね。家の前でずっと見ている、全然スピードを落としていないというのをすごく感じるのです。周知ってどのようにしたら良いのかなと思っっています。

○学校教育課長

これについてはやはり警察だと思います。私も自分の通勤途中ですけれども、見前小学校はもう何年も前からゾーン 30 をやっていますけれども、始まってすぐもですし今もなんですけれども、とにかく取締りを強化しているんですよ。なので、今はやはり最初の頃に比べて、見前小学校の前はだいぶスピードが落ちています。やっぱり警察の力が一番必要なのではないかと思っていました。

○教育長

周知というよりも取締りということで、痛い目をみないとということがあります。いずれこれは警察の方にもお話しをしていると思いますので、改めてそれは確認させていただきます。

○教育長

報告（１）について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（２）町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

なかなか学校に行けない子どもが多いということですが、4月、5月の数字を見ていただくとわかることが一つあります。今年度は全休が今のところ無いということです。要するに、学校にはなんとか来れている、でもなかなかそれが定着しない。様々な原因があります。でも学校としても、あるいは子どもも、頑張っ学校に行こうと、あるいはこころの窓に通級している子どももいたりとか、そういうことで少しでも学校と繋がりを持たせたいとか、こころの窓の方で繋がろうとか、それだけでなく家庭訪問をしようとか、いろんなことで長い目で見子どもたちを育てていきたいということで学校も頑張っっています。

○教育長

報告（２）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（3）子ども課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（3）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（4）学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（4）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○学校教育課長

こちらの次第の方には無いのですけれども、追加で報告をさせていただきます。各学校の行事関係だったのですけれども、コロナの関係でいろいろ行事を延期しておりました。例えば修学旅行を4・5月から2学期の方にとか、運動会についてもそうなのですけれども、まず修学旅行に関しては各学校まだ検討の部分はあるのですけれども、もしかすると各学校の方で様々行事を入れている月などの都合もあります。中学校ですと東京方面を想定しているのですけれども、今の状況だとなかなか難しいのかなというのもある、学校によっては中止も考えられる状況でございます。それから、中学校の県中総体は中止になったのですけれども、各地区ごとで開催するというので新聞の方に出ておりますけれども、紫波地区に関しては7月11日、12日の二日間やる予定となっております。こちらは地区の連盟の方で様々な対策をやった上で実施するというのでございます。他に小学校ですと、水泳記録会、それから陸上記録会等は今年は中止としておりますし、あるいは夏のプール開放は今年度はやらないという風になっておりますが、いずれ各学校の方で保護者だけでなく地域の方々にもいろんな行事がどうなっているかというの問い合わせも学校にもあると思いますし、委員会の方にもきておりますので、各学校のホームページに載せて周知の方をお願いしているところでございます。以上でございます。

○教育長

今説明がありました通り、学校によって日にちが変わっているところ、年間計画と違っているところがありますので、それをホームページの方で地域の方にもし、それから保護者の方には文書等で知らせるということで取り組んでおりますので、いずれやれることをとにかくやっていくと。ただ、難しいところ、先ほど課長からもありましたけれども、修学旅行の東京方面というのはまずあり得ない。それから行き先を変えて東北方面といっても、これから変えるということもまたまた大変になります。バ

スを利用するということが三密を避けるということで、普通であれば1台で入るものが2台必要になると。倍のバス代がかかるということもわかってきました。ということも含めて、学校の方が保護者と協議しながら、子どもたちの意向も聞きながらということで今進めているところがあります。そういうことの確認ということでよろしくをお願いします。

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

7月27日の教育研究大会については、公民館の大研修室である程度の間隔を開けながら参加者を限定し、Q-Uという学校で取り組んでおります、子どもたちの学級の中での位置とか、どういう風な考えを持っているかということの調査研究をしている方を講師に招いて実際にやっているものをどういう風に活用していくかということの勉強会となります。いずれ三密を避けながらやるということでよろしくをお願いします。

○学校教育課長補佐

私の方から行事予定の追加をお知らせしたいと思います。矢巾町で今年度からコミュニティ・スクールに取り組んでいる訳ですけれども、第1回学校運営協議会の会議を7月16日の夕方6時30分から、公民館の大研修室で開催予定としましたのでお知らせいたします。

○教育長

コミュニティ・スクールについて年度当初から考えていた訳ですけれども、このコロナ禍ということでなかなか開催ができませんでした。やっとここにきて、ある程度の三密を避けながらということも含めて、開催できるようになりましたのでそういう形で第1回目を持ちたいと思っています。

○教育長

その他ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後3時57分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 2年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員